

子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害の原因究明と 救済措置の充実を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチンは、平成22年11月から国の基金事業による予防接種が始まり、平成25年4月より法定接種となり、日本中の小学校6年生から高校1年生の女子に対して無償で接種提供されることとなった。

しかし、接種後において、調査段階であるものの因果関係を否定できない副反応として、持続的な疼痛、めまい、倦怠感、歩行障がいなどに悩み苦しむ方が全国的にも出ており、中には1年以上の長期欠席を余儀なくされた中学生の症例も報告された。

甲府市内においても、いわゆる重度の副反応を発症し、完治を目指し現在も治療を続けている方がいる。

このことから、診断や治療法の確立がなく、痛みの原因が不明ではあるものの、厚生労働省から接種に際しては副反応の危険性を説明するとともに、積極的勧奨はしないとの通達が発出されたところである。それ以来、接種勧奨の中止は継続したままで、国が被害者救済の方針を出したが、まだ進んではない。

国の基金事業であり、他にも苦しんでいる方がいるとするならば、手を差し伸べるように次の事項について要望する。

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害が報告されていることから、病名がわからないことで治療もできず、誰にも相談できず、苦しみ悩んでいる方がいる可能性があるため、実態調査をして、不安を一刻も早く解消するために原因究明を急ぐとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種に起因する健康被害に対する救済措置の充実を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣